

令和4年度

(2022年度)

士 別 市
監 査 結 果 報 告 書

定 期 監 査

行 政 監 査

財政援助団体等監査

士別市監査委員

士 監 第 19 号

令和5(2023)年3月8日

士 別 市 長	渡 辺 英 次 様
士別市議会議長	井 上 久 嗣 様
士別市教育委員会教育長	中 峰 寿 彰 様
士別市農業委員会会長	保 科 隆 志 様
士別市選挙管理委員会委員長	神 田 英 一 様

士別市監査委員 浅 利 知 充

士別市監査委員 十 河 剛 志

監査結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項、第4項及び第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

目 次

《 定期監査 》

I 契約事務

1 監査の対象	1
2 監査の着眼点	1
3 監査手順・実施手続	1
4 監査の期間	1
5 監査結果の概要	1
(1) 試査対象契約一覧	2
(2) 契約事務に関する意見	4

II 補助金交付事務

1 監査の対象	5
2 監査の着眼点	5
3 監査手順・実施手続	5
4 監査の期間	5
5 監査結果の概要	5
(1) 試査対象補助金一覧	6
(2) 補助金交付事務に関する意見	6

III 重要物品の管理事務

1 監査の対象	7
2 監査の着眼点	7
3 監査手順・実施手続	7
4 監査の期間	7
5 監査結果の概要	7
(1) 保有状況について	7
(2) 管理及び活用状況について	7
(3) 検討すべき事項について	7

《 行政監査 》

I 市に事務局を置く任意団体の事務

1 監査の対象	9
2 監査の着眼点	9
3 監査手順・実施手続	9
4 監査の期間	9
5 監査結果の概要	9
(1) 任意団体の事務局の設置状況について	10
(2) 任意団体の概要について	10
(3) 市が任意団体の事務を執行する根拠について	10
(4) 現金預金の保管状況等について	11
(5) 会計事務について	12
(6) 実地調査について	13
(7) 行政監査に関する意見	14

《 財政援助団体等監査 》

I 財政援助団体監査

1 監査の対象	16
2 監査の着眼点	16
3 監査手順・実施手続	17
4 監査の期間	17
5 監査結果の概要	17
(1) 福祉の店シュペツ運営委員会	18
(2) 土別市子ども会育成連絡協議会	19

II 公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象	20
2 監査の着眼点	20
3 監査手順・実施手続	21
4 監査の期間	21
5 監査結果の概要	21
(1) 公の施設の事業・決算等の概要	22
(2) 公の施設の指定管理者監査に関する意見	24

III 出資団体監査

1 監査の対象	25
2 監査の着眼点	25
3 監査手順・実施手続	25
4 監査の期間	25
5 監査結果の概要	26
(1) 出資団体の概要	26
(2) 事業実績及び決算状況	26
(3) 出資団体監査に関する意見	30

《 定期監査 》

I 契約事務

1 監査の対象

(1) 対象部署

全部署

(2) 対象事務

令和3年10月1日から令和4年9月30日までに契約を締結したすべてのもの。

2 監査の着眼点

契約事務は法令等に基づき適正に行われているか。

3 監査手順・実施手続

士別市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づき、全部署に「契約事務に関する調書」等の提出を求め、関係書類、規定等との照合・審査等を試査により実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

4 監査の期間

令和4年5月23日から令和5年2月10日まで

5 監査結果の概要

今年度は、全部署を対象として契約事務の監査を実施しましたが、その結果については次ページ以降に記載のとおりです。

監査対象とした事務全般については、適正に処理されていると認められましたが、一部の事務処理に不適切な事項及び検討を要する事項がありましたので記述します。

事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度所管部署に対し指導しましたので記述を省略します。

(1) 試査対象契約一覧

各種契約事務 1,274 件のうち、次の契約 20 件を抽出して監査を実施しました。

No.	部局	課	契約の名称	契約方法	見積書・入札書 徴取数	契約期間	契約金額 (税込・円)
1	総務部	総務課	公用車修繕(トヨタ トヨエース)	随意契約 第6号	1	自 4.5.18 至 4.5.31	総額 176,495円
2	総務部	企画課	託児サービス業務委託	随意契約 第2号	1	自 4.4.6 至 5.3.31	1時間 あたり 1,200円
3	市民自治部	自治環境課	士別市広報紙等梱包及び配付業務委託	随意契約 第2号	1	自 4.4.15 至 5.3.31	1回 あたり 79,524円
4	市民自治部	税務課	農業所得申告等支援業務	随意契約 第2号	1	自 4.6.1 至 5.3.15	総額 2,750,000円
5	市民自治部	環境センター	士別市一般廃棄物最終処分場浸出汚水処理施設汚泥引き抜き業務	随意契約 第1号	2	自 4.8.8 至 4.10.31	総額 451,000円
6	市民自治部	朝日支所 地域住民課	在宅介護支援センターみどり自動ドア修繕	随意契約 第2号	1	自 4.8.22 至 5.1.31	総額 435,600円
7	市民自治部	朝日支所 経済建設課	もみじ団地8棟32号室住宅内修繕	随意契約 第1号	2	自 4.8.9 至 4.9.9	総額 500,500円
8	健康福祉部	福祉課	サポートセンターしべつ管理運営委託業務	随意契約 第2号	1	自 4.4.1 至 5.3.31	年額 1,800,000円
9	健康福祉部	介護保険課	士別コスモス苑臥床位特殊浴槽更新	随意契約 第6号	1	自 4.6.10 至 4.7.31	総額 14,014,000円
10	経済部	農業振興課	士別市農作物栽培試験及び栽培技術向上推進業務	随意契約 第2号	1	自 4.6.6 至 5.3.31	総額 799,700円
11	経済部	畜産林務課	日向森林公園草刈り業務	随意契約 第2号	1	自 4.5.26 至 4.8.8	総額 300,000円
12	経済部	商工労働観光課	士別市観光振興業務	随意契約 第2号	1	自 4.4.1 至 5.3.31	年額 5,698,000円
13	建設水道部	都市整備課	中央地区環境整備工事	随意契約 第1号	3	自 4.8.30 至 4.11.30	総額 1,078,000円
14	建設水道部	都市マネジメント課	マンホール鋳鉄蓋及び受枠購入	随意契約 第2号	1	自 4.4.22 至 4.5.31	総額 758,670円
15	建設水道部	施設維持センター	北星保育園、親水の道ガラスモザイク壁画修繕	随意契約 第2号	1	自 4.8.8 至 4.10.30	総額 654,500円
16	教育委員会 生涯学習部	市民文化センター	市民文化センター外壁改修工事	制限付一般 競争入札	4	自 4.6.28 至 4.12.20	総額 108,350,000円
17	教育委員会 生涯学習部	図書館	図書館システム更新	随意契約 第2号	1	自 4.6.3 至 4.12.31	総額 8,580,000円
18	市立病院 経営管理部	総務課	生理・内視鏡システム総合保守	随意契約 第2号	1	自 4.10.1 至 5.3.31	総額 829,620円
19	市立病院 経営管理部	総務課	ワーキングテーブル購入	随意契約 第1号	3	自 4.9.28 至 5.2.28	総額 816,750円
20	市立病院 経営管理部	総務課	市立病院中央監視装置自動制御機器修繕	随意契約 第2号	1	自 4.9.1 至 5.3.31	総額 3,685,000円

(注) 随意契約の該当根拠は、地方自治法(以下「法」という。)第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合として、施行令第167条の2第1項に規定する次の各号があります。

- 第1号：士別市契約事務に関する規則(平成17年士別市規則第41号)第19条で定める額を超えないものをするとき
- 第2号：性質または目的が競争入札に適さないものをするとき
- 第3号：シルバー人材センターや障害者支援施設等から役務の提供等を受けるとき
- 第4号：新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者が生産する物品を買い入れるとき
- 第5号：緊急の必要により競争入札にすることができないとき
- 第6号：競争入札にすることが不利と認められるとき
- 第7号：時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき
- 第8号：競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- 第9号：落札者が契約を締結しないとき

〔参考1〕 部署別・契約種類別・契約方法の状況

部 局	委 託					請 負					賃 貸 借				
	入札		随意契約	随契なし	小計	入札		随意契約	随契なし	小計	入札		随意契約	随契なし	小計
	一般	指名				一般	指名				一般	指名			
総 務 部	0	5	42	0	47	0	1	5	0	6	0	2	4	0	6
市 民 自 治 部	0	10	140	0	150	0	0	41	0	41	0	0	4	0	4
健 康 福 祉 部	0	4	179	0	183	1	0	16	0	17	0	0	5	0	5
経 済 部	0	1	24	0	25	0	4	8	0	12	0	0	1	8	9
建 設 水 道 部	0	15	41	28	84	5	43	85	0	133	0	0	2	0	2
教育委員会生涯学習部	0	7	110	0	117	2	9	39	0	50	0	2	5	1	8
議 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	3	0	12	0	15	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
農業委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会 計 管 理 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市立病院経営管理部	0	6	56	0	62	0	3	14	0	17	0	0	24	0	24
合 計	3	48	604	28	683	8	60	208	0	276	0	4	46	9	59

(つづき)

部 局	売 買					そ の 他					計				
	入札		随意契約	随契なし	小計	入札		随意契約	随契なし	小計	入札		随意契約	随契なし	計
	一般	指名				一般	指名				一般	指名			
総 務 部	0	1	5	0	6	2	1	11	0	14	2	10	67	0	79
市 民 自 治 部	1	1	33	0	35	0	0	7	2	9	1	11	225	2	239
健 康 福 祉 部	0	2	6	0	8	0	0	3	0	3	1	6	209	0	216
経 済 部	0	1	10	0	11	1	1	1	15	18	1	7	44	23	75
建 設 水 道 部	0	7	15	0	22	0	0	2	14	16	5	65	145	42	257
教育委員会生涯学習部	0	4	41	0	45	0	0	5	0	5	2	22	200	1	225
議 会 事 務 局	0	0	0	0	0	0	3	1	0	4	0	3	1	0	4
選挙管理委員会事務局	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	8	0	13	0	21
農業委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会 計 管 理 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市立病院経営管理部	0	22	33	0	55	0	0	0	0	0	0	31	127	0	158
合 計	6	38	143	0	187	3	5	30	31	69	20	155	1,031	68	1,274

〔参考2〕 随意契約の該当根拠別状況

区分	委託	請負	賃貸借	売買	その他	計
第1号	89	132	4	94	8	327
第2号	447	39	33	45	17	581
第3号	45	0	0	0	2	47
第4号	0	0	0	0	0	0
第5号	3	33	2	0	0	38
第6号	13	4	7	3	2	29
第7号	6	0	0	1	1	8
第8号	1	0	0	0	0	1
第9号	0	0	0	0	0	0
計	604	208	46	143	30	1,031

(2) 契約事務に関する意見

監査対象期間（令和3年10月1日から令和4年9月30日）における全契約件数は1,274件で、このなかから20件を抽出して監査しました。

契約締結の方法については、全契約件数1,274件のうち、80.9%にあたる1,031件が随意契約によってなされ、そのうち710件（68.9%）が一者随意契約によって行われています。

これは地方自治法及び地方自治法施行令において、契約は一般競争入札によることが原則であると規定されていますが、施行令第167条の2第1項で定める各号のいずれかに該当する場合、本市が示した「士別市随意契約に関する指針(平成28年3月18日庁達第1号)」と、この指針が改正され令和4年5月1日から適用となった「士別市契約事務及び随意契約ガイドライン」に沿って運用されているものと考えます。

しかしながら運用を誤ると公平性が欠如し、特定の事業者による独占が生じるおそれや、業者選定の仕方によっては価格の高止まりや不適正な価格による契約など、結果として公正な取引の確保を損なう可能性があるため、その運用に当たっては厳正に行う必要があると考えます。

随意契約は、あくまでも例外的な方法であることを踏まえ、随意契約をしなければならない理由を再点検し、施行令に規定する事由に合致しないものについては契約方法を見直す必要があると思われます。特に、一者を特定し、契約する場合においては、従来からの実績や専門性等を理由として、経費の比較も行わずに漫然と契約を継続することなく、ほかの受託可能な業者の把握に努めるなど、一者随意契約の方法について引き続き検討・改善を進め、競争入札の実施や発注内容に合わせた二者以上からの見積書の徴取等を適正に行う必要があります。

また、契約書に契約保証金についての記載が無い事例が見受けられました。士別市契約事務に関する規則第28条で契約保証金の納付の免除について定められていますが、免除の要件に該当するかどうかは、市から示さなければ相手方にはわからないことであることから、契約保証金の要否を見積依頼書のほか、契約書にも記載し明確にする必要があると考えます。

このほか、契約締結伺いの決裁もれ、工事工程表の收受日誤り、契約書に定められた業務担当通知書の通知もれ、契約書の約款に錯誤があるといった過失や、業務内容及び業務報告が曖昧な委託契約が見受けられました。

今後は、職場内のチェック体制の強化、関係例規及び契約書などに基づいた適切な事務処理を行うことに加えて、「士別市契約事務及び随意契約ガイドライン」に則り、法令根拠、随意契約とした理由、相手方を選定した理由等を明確にした適正な契約事務の執行がなされることを求めます。

Ⅱ 補助金交付事務

1 監査の対象

(1) 対象部署

全部署

(2) 対象事務

令和3年10月1日から令和4年9月30日までに交付決定したすべてのもの。

2 監査の着眼点

補助金の交付事務は法令等に基づき適正に行われているか。

3 監査手順・実施手続

士別市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づき、全部署に「補助金交付事務に関する調書」等の提出を求め、関係書類、規定等との照合・審査等を試査により実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

4 監査の期間

令和4年5月23日から令和5年2月10日まで

5 監査結果の概要

今年度は、全部署を対象として補助金交付事務の監査を実施しましたが、その結果については次ページ以降に記載のとおりです。

監査対象とした事務全般については、適正に処理されていると認められましたが、一部の事務処理に検討を要する事項がありましたので記述します。

事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度所管部署に対し指導しましたので記述を省略します。

(1) 試査対象補助金一覧

補助金交付事務549件のうち、次の11件を抽出して監査を実施しました。

No.	部 局	課	補助区分	補助事業名	交付金額
1	総務部	企画課	事業	士別サフォーク研究会事業補助(めえめえかふえ2022)	27,000円
2	市民自治部	自治環境課	事業	海上自衛隊大湊音楽隊コンサート	140,000円
3	市民自治部	経済建設課	事業	あさひじゃんじゃんジュビリー開催事業	700,000円
4	健康福祉部	福祉課	事業	福祉活動専門員設置事業	944,000円
5	健康福祉部	こども・子育て応援課	事業	就学前児童市外行事等交通費助成事業	20,000円
6	健康福祉部	介護保険課	事業	士別市介護実習生等受入支援事業	300,000円
7	経済部	農業振興課	事業	寒冷地作物生産性向上促進事業(甜菜農家貯蔵支援事業)	1,354,048円
8	経済部	畜産林務課	事業	士別市私有林等活性化推進事業(森林認証取得等事業)	37,500円
9	経済部	商工労働観光課	事業	シルバー人材センター事業	9,339,000円
10	経済部	商工労働観光課	事業	士別市地域循環型住宅リフォーム促進事業	110,000円
11	教育委員会 生涯学習部	合宿の里・スポーツ推進課	事業	天皇賜杯第77回全日本軟式野球北・北海道大会ENEOSTーナメント	45,000円

※申請が複数ある事業については、そのうち1件を抽出し監査を行いました。

(2) 補助金交付事務に関する意見

監査対象期間(令和3年10月1日から令和4年9月30日)における補助金交付件数は549件で補助金額は約3億2千万円、そのうち運営補助は45件で補助金額は約9千万円、事業補助は504件で補助金額は約2億2千万円が交付決定となっています。

この補助事業の中から事業補助11件を抽出して監査を実施したところ、「士別市補助金交付規則」及び「士別市補助金交付規則取扱要領」、「独自の交付要綱」に基づき交付されていましたが、一部の事務処理に誤りがありました。

補助金の概算払いを要する場合において、士別市補助金交付規則第10条に規定されているとおり交付時期は原則、事業完了後であることから、「市長が特に必要があると認めた」という概算払いの必要性を明確にするのが適切と考えます。

また、事業補助であるにもかかわらず、前年度及び当年度において余剰金の繰越処理をしている事例がありました。士別市補助金交付規則取扱要領第6条で、繰越は団体運営補助に限られていることから、速やかに返還を行う必要があります。

さらには、新規事業において、事業開始前の制度設計が不十分であったため、申請者に対する補助金の交付に一部遅れが生じるという事例がありました。今後は、制度内容を確立させた上で事業を開始することが適切と考えます。また、独自の交付要綱についても、制度内容を適宜精査した上で実態に即した見直しが必要と思われます。

このほかに、事業完了後に支払うべき補助金の支出がもれていた、事業等効果記述書類が提出されていない、士別市補助金交付規則で定められた様式とは異なる書類が使用されているといった事例が見受けられました。

補助金のあり方については、団体の自立・育成を阻むことのないよう「財政健全化実行計画」及び「補助金適正化ガイドライン」に基づき、公益性、必要性、有効性などの視点から継続的に検証を行うとともに、団体の事業内容に沿った補助金の交付を適正に執行し、市民福祉の増進に寄与されることを望みます。

Ⅲ 重要物品の管理事務

1 監査の対象

令和4年4月1日から令和4年9月30日までに取得及び廃棄、管理換について物品出納員に通知があった重要物品（50万円以上の物品）36点を監査しました。

なお、公営企業会計分の重要物品とは、水道事業会計においては有形固定資産のうち50万円以上の「車両運搬具」と「工具器具及び備品」とし、病院事業会計においては有形固定資産のうち50万円以上の「器械備品」と「車両」としました。

2 監査の着眼点

- (1) 重要物品の管理は、規程等に基づき適正に行われているか。
- (2) 重要物品は、取得目的に沿って活用がされているか。

3 監査手順・実施手続

士別市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づき、全部署に「重要物品管理状況に関する調書」の提出を求め、関係する台帳との照合・審査を試査により実施し、関係職員の説明を求めるとともに必要に応じて現地調査を実施しました。

4 監査の期間

令和4年5月23日から令和5年2月10日まで

5 監査結果の概要

重要物品の管理事務について、備品台帳をもとに監査を行った結果、概ね適正に処理されていると認められました。

(1) 保有状況について

令和4年度（4月1日から9月30日まで）に取得した物品等を対象に調査を行った結果は、〔表1〕（8ページ）のとおりです。

(2) 管理及び活用状況について

重要物品の管理状況については、管理者のもとに概ね適正に管理されており、活用状況についても、物品の取得目的に沿って適正に活用されていました。

(3) 検討すべき事項について

令和2年度に廃棄された総務課の移動ラック及び自動丁合機の廃棄手続きが行われていませんでした。また、令和4年度に廃棄手続きが行われた自治環境課の騒音振動レベル処理機は、実際の廃棄日が不明とのことでした。

物品の出納があった場合は速やかに手続きを行うなど、士別市会計規則に基づいた適正な事務処理に努めてください。

〔表1〕令和4年度（4月1日から9月30日まで）取得等の部局別移動状況

（単位：件）

部 局	重要物品移動状況 (令和4年4月1日～令和4年9月30日)				移動増減
	取 得	廃 棄	管理換増	管理換減	
総 務 部	0	2	1	0	△ 1
市 民 自 治 部	0	1	1	0	0
健 康 福 祉 部	3	8	0	2	△ 7
経 済 部	0	4	0	0	△ 4
建 設 水 道 部	0	0	0	0	0
教育委員会生涯学習部	7	1	0	1	5
議 会 事 務 局	0	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会 事 務 局	0	0	0	0	0
会 計 管 理 局	0	0	0	0	0
水 道 企 業 会 計	0	0	0	0	0
病 院 企 業 会 計	7	0	1	0	8
計	17	16	3	3	1

（注）介護保険課、病院企業会計については、一部写真による確認に代えました。

〔参考〕 令和4年度取得等移動物品名

部 局	取 得	廃 棄	管 理 換 増	管 理 換 減
総 務 部		移動ラック 自動丁合機	【介護保険課から】 ホンダ 除雪機	
市 民 自 治 部		騒音振動レベル処理機	【地域教育課から】 ホンダ 芝刈り機	
健 康 福 祉 部	臥床位特殊浴槽一式 超音波診断装置 スポーツビジョンクリーナー	昇降浴槽 担架(3台) ストレッチャー(3台) 洗浄台		【総務課へ】 ホンダ 除雪機 【市立病院経営管理部総務課へ】 超音波診断装置
経 済 部		床置型エアコン(2台) 厨房用天吊エアコン 食器洗浄機		
教育委員会生涯学習部	自動立体浸漬槽 ワイヤレスマイク及び受診設備 スポーツラクタ 乗用3連リールモア クロスカントリーローラーコンパクトター ユーロランポリン 補助マット	自動立体食器浸透機		【環境センターへ】 ホンダ 芝刈り機
病院企業会計	コードレスバイク ビデオシステムセンター 多用途透析用監視装置 陰圧維持管理装置 PCR検査装置 試薬検体保管用保冷库 回診用X線撮影装置		【保健福祉センターから】 超音波診断装置	

《 行政監査 》

I 市に事務局を置く任意団体の事務

1 監査の対象

令和3年度において、市に任意団体（法人格がなく、設立根拠が法令等に基づかない団体）の事務局を置き、会計事務を執行した部局を対象としました。

ただし、令和4年度において、市に事務局を置かず事務を執行しないものや解散するもの、国または地方公共団体が設置するもの、市の事業に関連しない親睦会、同好会等に関するものは監査の対象外としました。

2 監査の着眼点

- (1) 市が任意団体の事務を執行する根拠について
 - ① 市が任意団体の事務局を担う根拠が会則等で定められているか。
 - ② 市が任意団体の事務を執行するために必要な手続きは行われているか。
 - ③ 市から任意団体へ補助金等の財政的援助がある場合、補助金等交付事務と団体事務の区別化がなされているか。
- (2) 現金預金等の適正な管理について
 - ① 現金預金等が適正な場所で保管されているか。
 - ② 現金預金等が適正な管理者により管理されているか。
- (3) 会計事務の適正な執行について
 - ① 会計事務に関する規定は整備されているか。
 - ② 領収書等の帳票類が適正に保管されているか。
 - ③ 出納簿の帳簿類が作成されているか。
 - ④ 定期的な検査、決算、監査など、チェック体制は確立されているか。
- (4) 文書等の適正な保管について
 - ① 文書等が適正に処理、保管されているか。

3 監査手順・実施手続

士別市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づき、全部署に「行政監査に関する調査票」の提出を求め、関係書類等と照合・審査を試査により実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

また、調査票の内容、過去の監査の実施状況を踏まえ、9団体を抽出し実地調査を行いました。

4 監査の期間

令和4年6月20日から令和5年2月10日まで

5 監査結果の概要

定期監査を補完する目的で、市に事務局を置く任意団体の事務について行政監査を実施しましたが、その結果については次ページ以降に記載のとおりです。

今回監査の着眼点において、一部検討を要する事項がありますので記述します。

なお、そのほか事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度所管部署に対し指導しましたので、記述を省略いたします。

(1) 任意団体の事務局の設置状況について

【表1】部局別設置状況

部 局	団体数	構成比(%)	部 局	団体数	構成比(%)
総 務 部	3	4.3	議 会 事 務 局	0	-
市 民 自 治 部	32	45.7	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	0	-
健 康 福 祉 部	4	5.7	農 業 委 員 会 事 務 局	1	1.4
経 済 部	12	17.1	会 計 管 理 局	0	-
建 設 水 道 部	0	-	市 立 病 院 経 営 管 理 部	1	1.4
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 部	17	24.3	合 計	70	100.0

任意団体の事務局の設置状況については、「市民自治部」が32団体(45.7%)と最も多く、次に「教育委員会生涯学習部」が17団体(24.3%)となっています。

(2) 任意団体の概要について

【表2】財政規模(令和3年度収入額)

区 分	団体数	構成比(%)
50万円未満	31	44.3
50万円以上 100万円未満	13	18.6
100万円以上 300万円未満	14	20.0
300万円以上 500万円未満	3	4.3
500万円以上	9	12.9
合 計	70	100.0

財政規模(令和3年度収入額)については、「50万円未満」が31団体(44.3%)と最も多く、「100万円以上300万円未満」が14団体(20.0%)、「50万円以上100万円未満」が13団体(18.6%)となっています。

【表3】収入のうち市補助金等の有無

区 分	団体数	構成比(%)
あり	29	41.4
なし	41	58.6
合 計	70	100.0

収入のうち市補助金等の有無については、「なし」が41団体(58.6%)、「あり」が29団体(41.4%)となっています。

(3) 市が任意団体の事務を執行する根拠について

【表4】市に任意団体の事務局を設置する根拠

区 分	団体数	構成比(%)
団体の会則等で規定されている	68	97.1
団体から市へ書面により依頼されている	0	-
根拠なく設置している	1	1.4
その他	1	1.4
合 計	70	100.0

市に任意団体の事務局を設置する根拠については、「団体の会則等で規定されている」が68団体(97.1%)と最も多く、「根拠なく設置している」が1団体(1.4%)、「その他」が1団体(1.4%)となっています。なお、「その他」の内容は「実行委員会時に決定している」となっています。

【表5】市職員が任意団体の事務に従事する根拠

区 分	団体数	構成比 (%)
士別市行政組織規則第2条第2項で位置づけられている	28	40.0
士別市行政組織規則第20条の事務分担表で位置づけられている	29	41.4
根拠なく慣例により従事している	1	1.4
その他	12	17.1
合 計	70	100.0

市職員が任意団体の事務に従事する根拠については、「士別市行政組織規則第20条の事務分担表で位置づけられている」が29団体(41.4%)、「士別市行政組織規則第2条第2項で位置づけられている」が28団体(40.0%)、「その他」が12団体(17.1%)、また「根拠なく慣例により従事している」が1団体(1.4%)となっています。なお、「その他」の内容は「執行機関等組織規則で位置づけられている(事務分担表を含む)」となっています。

【表6】補助金等交付事務と団体事務の区別化

区 分	団体数	構成比 (%)
別の職員が担当している	5	7.1
同じ職員が担当している	24	34.3
補助金等なし	41	58.6
合 計	70	100.0

補助金等交付事務と団体事務の区別化については、「補助金等なし」が41団体(58.6%)と最も多く、「同じ職員が担当している」が24団体(34.3%)となっています。

(4) 現金預金の保管状況等について

【表7】現金預金の保管状況及び管理者

区 分	現金		預金通帳		口座届出印		
	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)	
保管場所	金庫(施錠あり)	24	34.3	52	74.3	49	70.0
	キャビネット(施錠あり)	1	1.4	11	15.7	6	8.6
	キャビネット(施錠なし)	0	-	1	1.4	6	8.6
	机の引き出し(施錠あり)	0	-	5	7.1	8	11.4
	机の引き出し(施錠なし)	0	-	1	1.4	1	1.4
	その他	0	-	0	-	0	-
	保有なし	45	64.3	0	-	0	-
	合 計	70	100.0	70	100.0	70	100.0
管理者	課長・管理監	16	22.9	43	61.4	47	67.1
	副長・主幹	6	8.6	13	18.6	11	15.7
	係長・主査	0	-	1	1.4	1	1.4
	担当者	1	1.4	11	15.7	9	12.9
	その他	2	2.9	2	2.9	2	2.9
	保有なし	45	64.3	0	-	0	-
	合 計	70	100.0	70	100.0	70	100.0

現金預金の保管場所について、現金では「保有なし」が45団体(64.3%)と最も多く、金庫(施錠あり)が24団体(34.3%)となっています。預金通帳では「金庫(施錠あり)」が52団体(74.3%)と最も多く、また「キャビネット(施錠なし)」が1団体(1.4%)、「机の引き出し(施錠なし)」が1団体(1.4%)となっています。口座届出印では「金庫(施錠あり)」が49団体(70.0%)と最も多く、また「キャビネット(施錠なし)」が6団体(8.6%)、「机の引き出し(施錠なし)」が1団体(1.4%)となっています。

現金預金の管理者について、現金では「保有なし」が45団体(64.3%)と最も多く、次に「課長・管理監」が16団体(22.9%)となっています。預金通帳でも「課長・管理監」が43団体(61.4%)、口座届出印でも「課長・管理監」が47団体(67.1%)と最も多くなっています。

【表8】通帳と口座届出印の保管状況

区 分	団体数	構成比 (%)
同じ場所に保管している	53	75.7
違う場所に保管している	17	24.3
片方のみの保有	0	-
いずれも保有なし	0	-
合 計	70	100.0

通帳と口座届出印の保管状況については、「同じ場所に保管している」が53団体(75.7%)、「違う場所に保管している」が17団体(24.3%)となっています。

【表9】キャッシュカードの保有状況

区 分	団体数	構成比 (%)
あり	18	25.7
なし	52	74.3
合 計	70	100.0

キャッシュカードの保有状況については、「なし」が52団体(74.3%)、「あり」が18団体(25.7%)となっています。

(5) 会計事務について

【表10】会計規定の有無

区 分	団体数	構成比 (%)
団体独自の規定がある	52	74.3
土別市会計規則に準ずる	4	5.7
規定なし	14	20.0
合 計	70	100.0

会計規定の有無については、「団体独自の規定がある」が52団体(74.3%)と最も多く、また「なし」が14団体(20.0%)となっています。

【表11】収入支出の決定

区 分	団体数	構成比 (%)
決裁あり	67	95.7
決裁なし	3	4.3
合 計	70	100.0

収入支出の決定については、「決裁あり」が67団体(95.7%)、「決裁なし」が3団体(4.3%)となっています。

【表12】出納簿作成の有無

区 分	団体数	構成比 (%)
作成あり	67	95.7
作成なし	3	4.3
合 計	70	100.0

出納簿作成の有無については、「作成あり」が67団体(95.7%)、「作成なし」が3団体(4.3%)となっています。

【表13】定期的な現金預金残高の確認

区 分	団体数	構成比 (%)
収入支出の都度	65	92.9
週に一度	0	-
月に一度	0	-
半期に一度	0	-
1年に一度	5	7.1
確認していない	0	-
合 計	70	100.0

定期的な現金預金残高の確認については、「収入支出の都度」が65団体(92.9%)、「1年に一度」が5団体(7.1%)となっています。

【表14】 決算及び会計監査の実施

区 分	決算の実施		総会での決算報告		会計監査の実施	
	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)	団体数	構成比 (%)
あり	69	98.6	69	98.6	66	94.3
なし	1	1.4	1	1.4	4	5.7
合 計	70	100.0	70	100.0	70	100.0

決算及び会計監査の実施について、決算の実施では「あり」が69団体 (98.6%)、「なし」が1団体 (1.4%) となっています。また、総会での決算報告でも「あり」が69団体 (98.6%)、「なし」が1団体 (1.4%) となっています。

会計監査の実施では、「あり」が66団体 (94.3%)、「なし」が4団体 (5.7%) となっています。

(6) 実地調査について

調査票の内容、過去の監査の実施状況を踏まえ選定した9団体について、実地調査を実施しました。調査結果は次のとおりです。

【表15】 対象団体及び実施年月日

団体名	所管部署	実施年月日
① 北海道縦貫自動車道士別地域地権者協議会	総務部 企画課	令和4年11月28日
② 士別市中央地区自治会連絡協議会	市民自治部 自治環境課	令和4年11月28日
③ 多寄霊園親和会	市民自治部 多寄出張所	令和4年11月25日
④ 士別市遺族会	健康福祉部 福祉課	令和4年11月28日
⑤ 士別市中山間農業・農村活性化協議会	経済部 農業振興課	令和4年11月30日
⑥ サフォークランド士別プロジェクト	経済部 畜産林務課	令和4年11月30日
⑦ 士別市学校給食会	教育委員会生涯学習部 学校給食センター	令和4年11月11日
⑧ 朝日スキーイベント実行委員会	教育委員会生涯学習部 地域教育課	令和4年11月11日
⑨ 士別市チャレンジデー実行委員会	教育委員会生涯学習部 合宿の里・スポーツ推進課	令和4年11月25日

【表16】 調査結果

団体名	当と補助金が同一事務担当者	補助金交付事務担当者	錠の印鑑を施す場所	通帳の印鑑を施す場所	通帳の印鑑を施す場所	現金、通帳、印鑑が同一	会計規定なし	出納簿未作成	一致高簿と年度末	出納簿と年度末	動きが不一致	出納簿と通帳の	頻度が高い確認	預金残高の	決算、決算報告	市区分なしの書類	領収書なし
① 北海道縦貫自動車道士別地域地権者協議会						○ 現金無	○		○						○		
② 士別市中央地区自治会連絡協議会				○		○ 現金無			○								
③ 多寄霊園親和会				○		○											
④ 士別市遺族会				○		○ 現金無											
⑤ 士別市中山間農業・農村活性化協議会	○																
⑥ サフォークランド士別プロジェクト				○		○ 現金無	○				○ 一部						○ 一部
⑦ 士別市学校給食会	○			○		○											
⑧ 朝日スキーイベント実行委員会	○	○ 両方						○									
⑨ 士別市チャレンジデー実行委員会	○	○ 印鑑				○		○	○				○ 年1回			○	

(7) 行政監査に関する意見

① 市が任意団体の事務を執行する根拠について

市に任意団体の事務局を設置する根拠については、「根拠なく設置している」が1団体(1.4%)ありました。(表4)

市職員が任意団体の事務に従事する根拠については、「根拠なく慣例により従事している」が1団体(1.4%)あり、市の組織規則に規定する「事務分担表」も作成されていませんでした。また、市職員が任意団体の事務に従事する根拠が「土別市行政組織規則で位置づけられている(事務分担表を含む)」、「その他(執行機関等組織規則で位置づけられている)」に該当するものが69団体(98.6%)であったものの、その内容は「〇〇の育成に関すること」「〇〇の振興に関すること」など、単に関係する業務を規定しているものがほとんどでした。(表5)

地方公務員法第35条では、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と規定されています。したがって、市職員が任意団体の事務局として事務を執行するためには、当該事務が「市がなすべき責を有する職務」であることを明らかにすることが必要です。

市に事務局を設置する根拠が不明確なものは団体の会則等に明記する、また市職員が任意団体の事務に従事する根拠が不明確なものは、組織規則に規定する事務分担表のなかで「〇〇団体の事務に関すること」と具体的に明記するなど、それぞれの根拠を明確にするとともに、市が事務局を担う必要性を適宜検討する必要があると考えます。

補助金等交付事務と団体事務の区別化については、いずれの事務も「同じ職員が担当している」が24団体(34.3%)あり、実地調査においても4団体で確認されました。(表6、表16)

任意団体の事務を市がなすべき責を有する職務と捉えて市職員が執行する場合、市と任意団体の事務を混同せず適切に行うため、それぞれの事務手続きを区別化する必要があります。各部署の配置職員数等にもよりますが、事務処理の形式的公正性を担保する観点から、任意団体と市の事務担当者の分離について検討されるよう望みます。

② 現金預金等の適正な管理について

現金預金等の保管場所については、「キャビネット(施錠なし)」と「机の引き出し(施錠なし)」の施錠のない場所に保管しているものが預金通帳で2団体(2.9%)、口座届出印で7団体(10.0%)あり、実地調査においても2団体で確認されました。(表7、表16)

通帳と口座届出印の保管状況については、預金通帳と口座届出印を「同じ場所に保管している」が53団体(75.7%)あり、実地調査においても5団体で確認されたほか、預金通帳と口座届出印の管理者が分離されていないものが7団体で見受けられました。(表8、表16)

他自治体等でこれまでに表面化した紛失や盗難等の事故や不祥事などの問題の多くは、これらの管理体制に起因していると思われます。人的リスクを軽減し、組織内での相互牽制効果を機能させることで、問題の発生を未然に防止するためにも、施錠のある場所に保管することはもちろんのこと、預金通帳と口座届出印は別の場所、別の職員で管理することが望ましいと考えます。

キャッシュカードの保有状況については、「あり」が18団体(25.7%)ありましたが、実地調査において正当な理由なく保有している団体はありませんでした。(表9)

キャッシュカードは、容易に入出金できる利便性から事務の軽減に寄与する一方で、紛失や不正使用なども懸念されるため、なるべく保有は避けるべきものと思われます。また、業務の都合上やむを得ず保有する場合は、特に厳重な管理運用が必要です。

③ 会計事務の適正な執行について

会計規定の有無については、「規定なし」が14団体(20.0%)あり、実地調査においても会計規定のないものが2団体で確認されました。(表10、表16)

会計規定は団体の出納や現金預金の保管について取り決めるものであり、市が事務局を担い会計事務を適正に執行するためにも、明確に規定する必要があります。

収入支出の決定については、「決裁なし」が3団体(4.3%)ありましたが、収入支出の内訳や決定が曖昧になり、不適切な会計処理が見抜けなくなる恐れもあるため、収入調書及び支出調書などによる決裁を行うべきと考えます。(表11)

出納簿の作成については、「作成なし」が3団体(4.3%)あり、実地調査においても2団体で確認されました。(表12、表16)また、定期的な現金預金残高の確認については、「1年に一度」が5団体(7.1%)あり、実地調査においても1団体で確認されたほか、収入及び支出の処理遅延等により出納簿と年度末残高が一致していないものが3団体、通帳と出納簿の動きが一部一致していないものが1団体で見受けられました。(表13、表16)

出納簿は、収支状況の把握や現金預金残高の照合の際に必要となる帳簿であり、収入支出の頻度や取り扱う金額の多少に関わらず作成すべきものと考えます。また、定期的な現金預金残高の確認頻度が少ない団体においては、現金預金管理の重要性に鑑み定期的に出納簿と照合することが必要と考えます。

決算及び会計監査の実施については、「決算の実施なし」及び「総会での決算報告なし」が1団体(1.4%)あり、実地調査においても1団体で確認されました。また、「会計監査の実施なし」が4団体(5.7%)あり、実地調査においても1団体で確認されました。(表14、表16)

会計規定の確認はもとより、会計事務の適正処理のため、適宜体制の整備に適切に取り組まれるよう望みます。

④ 文書等の適正な保管について

実地調査を行い、文書等の保管状況を確認したところ、任意団体の文書と市の公文書を区分せずにファイリングしているものが1団体、支出の一部で領収書が保管されていないものが1団体で確認されました。(表16)

任意団体と市の公文書を混同することなく、士別市事務取扱及び公文書等の管理に関する規程に基づき、適切に文書等の管理が行われるよう望みます。また、領収書は支出に関わる重要な根拠書類であることから、紛失することのないよう適切に保管することが必要です。

⑤ その他

実地調査を行った結果、すでに目的を達したと思われる北海道縦貫自動車道士別地域地権者協議会の事務局が企画課にあり、当該団体の預金も保有していました。設立当初の必要性や設立目的等に鑑みて、事業が終了しているのであれば預金の取扱いについて協議するとともに、今後のあり方について検討されるよう求めます。

また、士別市共同墓地条例により設置されている多寄墓地で、委託契約等を交わすことなく、団体により管理運営が行われていました。団体が管理運営を行うなかで、万一事故等が発生した場合等を考慮すると、今後における共同墓地の管理体制について検討する必要があると思われます。

⑥ 全体をとおして

任意団体の事務は、地方自治法や本市の条例、規則等の適用を受けず、団体独自の運営が行われることから、市が任意団体の事務局を担う場合、効率的で自由度の高い運営により行政を補完する役割が期待される一方で、市の事務と任意団体の事務の区別が曖昧になりやすく、効率を優先するあまり事務手続きが疎かになることが懸念されます。

また、全国的には、任意団体の会計事務を務める自治体職員の不祥事などが報じられており、管理体制の粗雑さが要因として挙げられています。任意団体の現金預金等は公金ではないことから、地方自治法や士別市会計規則の適用は受けませんが、市職員が会計事務等を行う以上、公金と同様に慎重な取扱いが必要です。

市の事業と関係する任意団体の事務局を担うことは、本市の各種施策の推進を図るため、市民及び関係団体等との一つの協働の形であり、今後においても継続が見込まれます。

前述の結果を踏まえ、今回の行政監査を契機として、任意団体の現金預金等の取扱いにかかるリスクを認識したうえで、市が事務局を担う必要性について随時検討するとともに、当該事務の一層の適正化により、市民の信頼に基づく本市施策のさらなる推進が図られるよう期待します。

《財政援助団体等監査》

I 財政援助団体監査

1 監査の対象

令和3年度に補助金交付規則等に基づき、財政援助を行った団体のうち「福祉の店シュペツ運営委員会」、
「士別市子ども会育成連絡協議会」を抽出し監査を実施しました。

2 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

- ① 補助金等の決定は法令等に適合しているか。
- ② 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- ③ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- ④ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ⑤ 補助金等に関する条件の内容は明確か。
- ⑥ 補助金等の額の算定、交付の方法、時期、手続き等は適正か。
- ⑦ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。また補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- ⑧ 精算報告書の内容は、必要に応じて領収書等証拠書類との突合を行うなど十分に確認がなされているか。
- ⑨ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ⑩ 補助金等の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- ⑪ 補助金等の必要性を見直す仕組みがあるか。
- ⑫ 補助金等により購入された団体の資産の管理状況を適切に監督しているか。
- ⑬ 補助金等の受領団体の事務が市内部で行われていないか。また、行われている場合、その内容や理由は妥当か。

(2) 団体関係

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ② 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ④ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ⑤ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- ⑥ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- ⑦ 現金や預金通帳、銀行印等の管理体制は適切か。
- ⑧ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

3 監査手順・実施手続

士別市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に基づき、補助団体の所管部署から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿等により審査等を試査により実施するとともに、必要に応じて関係職員に対して説明を求めました。

4 監査の期間

令和4年5月16日から令和5年2月10日まで

5 監査結果の概要

今年度は、各種事業に係る補助金のうち2団体を対象として実施しましたが、その結果については、次ページ以降に記載のとおりです。

監査対象とした補助金に係る交付申請から実績報告までの事務手続きなどについては、一部に検討を要する事項がありましたので記述します。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、所管部署を通じ当該団体に対し指導を行いましたので記述を省略します。

(1) 福祉の店シュベツ運営委員会

① 財政援助団体の事業・決算等の概要

財政援助団体の名称	福祉の店シュベツ運営委員会				
補助金額	855,000円	区分	事業補助金	支出額に対する補助金の割合	18.7%
所管部署	健康福祉部 福祉課				
事業の目的とその概要	福祉施設をはじめ、各作業所等の作品を販売し、その促進と安定を図る。 また、販売活動を通して障がい者の社会参加を促進し、あわせて地域の人々との交流を拡大する。				
事業期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日				
決算の概要	収入		支出		特記事項
	市補助金	855,000円	人件費	2,734,950円	交付申請日：令和3年4月1日
	社協補助金	100,000円	事務消耗品	3,850円	交付決定日：令和3年4月1日
	売上金	3,175,716円	電話料	38,915円	実績報告日：令和4年3月31日
	繰入金	450,000円	還付金	1,457,340円	
	利息	1円	振込料	14,630円	
			諸経費	314,182円	
			繰出金	16,850円	
	計①	4,580,717円	計②	4,580,717円	
	収支差引額	① 4,580,717円	－	② 4,580,717円	＝

※「繰入金」の繰入金元及び「繰出金」の繰出先は、福祉の店シュベツ後援会から運転資金として提供（戻入）されているものです。

② 財政援助団体監査に関する意見

この事業補助金は5月と9月に概算払いがなされていますが、その必要性について明記されていませんでした。

補助金の概算払いを要する場合には、士別市補助金交付規則第10条に規定されているとおり、交付時期は原則事業完了後であることから「市長が特に必要と認めた」という概算払いの必要性について明確にすることが適切と考えます。

このほか、経理簿等の諸帳簿及び預金通帳を照合した結果については、収支金額・残高ともに正確でした。

福祉の店シュベツ運営委員会は、長年にわたり障がい者の就労を通じた社会参加を促すとともに市民と障がい者の相互理解を深める交流機会の拡大に大きく寄与されてきました。今後においても、引き続き市と運営委員会の構成団体がさらなる協力のもと、障がい者福祉の向上がますます図られることを期待します。

(2) 士別市子ども会育成連絡協議会

① 財政援助団体の事業・決算等の概要

財政援助団体の名称	士別市子ども会育成連絡協議会				
補助金額	245,000円	区分	団体運営補助金	支出額に対する補助金の割合	77.3%
所管部署	教育委員会生涯学習部 中央公民館				
事業の目的とその概要	士別市子ども会育成会の連絡調整及び地域子ども会の発展向上を目指し、各種子ども会活動に対する安全対策を図ることにより、子どもの健全な育成に寄与する。				
事業期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日				
決算の概要	収	入	支	出	特記事項
	会費	36,000円	事務費	54,306円	交付申請日： 令和3年4月30日
	市補助金	245,000円	事業費	5,000円	交付決定日： 令和3年4月30日
	士別市社会福祉協議会助成金	40,000円	地区活動費	147,210円	変更申請日：①令和4年1月27日
	雑入	3円	活動費	36,000円	②令和4年3月30日
	繰越金	11,604円	負担金	33,900円	変更承認日：①令和4年1月27日
			安全会費	40,400円	②令和4年3月30日
	計①	332,607円	計②	316,816円	実績報告日： 令和4年4月22日
収支差引額	① 332,607円	－	② 316,816円	=	15,791円（次年度繰越金）

② 財政援助団体監査に関する意見

経理簿等の諸帳簿及び預金通帳を照合した結果、収支金額・残高は正確でしたが、支出命令書において、会計の決裁が漏れているものが複数見受けられました。会規約第6条第4項で「会計は、会計事務の任に当たる。」と規定されていることから、会計の決裁は必須とされますので、決裁漏れがないよう注意して事務を行う必要があります。

事務手続きについては、補助対象経費に士別市補助金交付規則取扱要領第3条第2項に規定する補助対象外経費が含まれていました。補助対象経費の誤りは、場合によっては補助金額に直接影響することがあるため、再発防止に努めるとともに、補助対象経費・補助対象外経費の積算区分を適切かつ明確に区分されるよう求めます。

また、総事業費の約6割を占める地区活動費及び活動費を中央、上士別、多寄、温根別、朝日の5地区へそれぞれ交付していますが、各地区における用途や事業内容が確認できませんでした。各地区に活動費を交付することによる効果も事業効果記述書類に記載するなど、当該経費が「公益上必要な経費」であることを明確にすることが適切と思われます。

各種事業については、コロナ禍のため実施できなかった事業が多かったものの、各地区子ども会育成会との連携に努められていました。

「士別市子ども会育成連絡協議会」は、地域子ども会育成会の連絡調整を図り、子どもの健やかな成長、地域の活性化に大きく寄与されている一方で、休止や解散となった育成会も複数見受けられます。

今後においても少子化が進むなか、団体運営のあり方について検討が必要と思われますが、引き続き地域との連携を密にし、青少年教育の充実がますます図られるよう期待します。

Ⅱ 公の施設の指定管理者監査

1 監査の対象

令和3年度に指定管理者による管理が行われている施設のうち、「土別市スポーツ合宿センター」を抽出し監査を実施しました。

公の施設の名称	指定管理者名	所管部署
土別市スポーツ合宿センター	株式会社 翠月	経済部商工労働観光課

2 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

- ① 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠を置いているか。
- ② 指定管理者の指定は適正、公正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- ④ 協定書等には必要事項が適正に記載されているか。
- ⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ⑥ 事業報告書の点検は適正になされているか。
- ⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務または管理の状況に関し報告を求め、調査または指示を行っているか。
- ⑧ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- ⑨ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進がはたらくものとなっているか。
- ⑩ 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。また、採用していない場合は、市民サービスの向上のため利用料金制を採用する余地がないか検討がなされているか。
- ⑪ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。
- ⑫ 条例に基づき、使用料等の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

(2) 団体関係

- ① 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
- ④ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- ⑤ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ⑥ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- ⑦ 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- ⑧ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

3 監査手順・実施手続

士別市監査基準(令和2年監査委員訓令第1号)に基づき、所属部署から事業報告書の提出を求め、指定管理者と締結された基本協定書等(年度協定書を含む。)と事業報告書との突合を中心に審査を実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

4 監査の期間

令和4年9月9日から令和5年2月10日まで

5 監査結果の概要

指定管理者の管理業務等その結果については、次ページ以降に記載のとおりであります。

また、管理運営において一部検討を要する事項が見受けられましたので記述いたします。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、所管部署あるいは指定管理者に対して指導しましたので記述を省略いたします。

(1) 公の施設の事業・決算等の概要

令和3年度 士別市スポーツ合宿センター

指定管理者名	株式会社 翠月					
所管部署	経済部 商工労働観光課					
建物概要	鉄筋コンクリート造7階建/1,085.97㎡、延べ床面積/3,574.88㎡、敷地面積/21,330.48㎡					
施設概要	◎客室/和室18室・洋シングル32室・洋ツイン8室・特別室1室、バリアフリー1室 最大宿泊収容人員91名 ◎研修室(収容人数50人)2室 ◎レストラン・大浴場・サウナ・トレーニングルーム・ヘルスメジャーラーム・身障者用トイレ ・ランドリー室・自動販売機コーナー・ストレッチゾーン(芝生)					
指定管理期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで					
指定管理者が行う業務内容	(1) 施設の運営及び維持管理に関する業務 (2) 施設の使用許可に関する業務 (3) 利用料金の収納に関する業務 (4) その他市長が定める業務					
指定管理料	区分	協 定			実 績	
	金額	27,389,000円			27,389,000円	
	支払い条件	第1期	4月支払分	12,174,400円	12,174,400円	令和3年4月8日支払
		第2期	10月支払分	3,478,400円	3,478,400円	令和3年10月14日支払
		第3期	2月支払分	4,636,200円	4,636,200円	令和4年2月3日支払
第4期		3月支払分	7,100,000円	7,100,000円	令和4年3月24日支払	
施設の維持管理	項目	業務の主な内容			頻 度	実施年月日等
	電気設備保全	電気設備点検			年1回	R3.11.25
	空調設備保守	総合点検			年2回	R3.5.19/R3.10.13
		日常保守点検			毎日	毎日実施
	電話設備保守点検	電話設備の保守点検	電話機の清掃		毎日	毎日実施
			設定変更及び故障時の保守点検		必要に応じて	—
	消防設備点検	日常保守管理			毎日	毎日実施
		定期検査	自動火災報知器		年1回	R3.6.25/R3.11.24
			誘導灯設備点検		年1回	R3.6.25/R3.11.24
			消火器設備点検		年1回	R3.6.25/R3.11.24
	水道施設保守点検	貯水タンクの清掃			年2回	R3.5.26/R3.11.24
		水道設備の保守点検			必要に応じて	—
	自動ドア・玄関扉等保守点検	保守点検			毎日	毎日実施
		故障時の緊急保守点検			必要に応じて	—
	昇降機設備点検	昇降機設備の点検			毎月	月1回実施
	浄化槽設備保守点検	浄化槽設備の保守点検			毎月	月2回実施
		汚泥処理			必要に応じて	年2回
	浴場点検	残留塩素測定			1日1回	毎日実施
		温泉・公共浴場の水質検査	温泉及び温泉タンクの水質検査	レジオネラ菌	年3回	R3.5.25/R3.8.5 R3.11.10/R4.2.2
				水質検査	年1回	R3.5.25/R3.8.5 R3.11.10/R4.2.2
	放送設備	安全確認			毎日	毎日実施
		故障時の緊急保守点検			必要に応じて	—
	施設・設備保守点検	保守点検			必要に応じて	—
小破修繕			必要に応じて	—		
備品保守点検	保守管理			必要に応じて	—	
施設周辺の管理	駐車場及び施設周辺の除草及び清掃			毎日	毎日実施	
清掃業務	館内及び浴場等の日常清掃			毎日	毎日実施	
	台風等災害後の清掃			必要に応じて	—	
一般廃棄物処理	ゴミ収集			週3回	月・水・金	
警備業務	職員勤務時間外は宿直員による警備			毎日	毎日実施	

	科 目		令和3年度決算 (円)	[参考] 令和3年度予算時 (円)
	収入	営業収益		103,896,194
売上		宿泊部門	61,342,826	48,800,000
		宴会部門	3,883,617	11,200,000
		仕出し部門	11,828,731	10,000,000
		レストラン部門	12,535,708	40,000,000
		入浴部門	11,504,873	12,800,000
		特産品部門	1,941,209	3,200,000
		貸室料	746,319	0
		自販機	301,263	0
		売上値引	-188,352	0
指定管理料			24,899,090	15,811,000
営業外収入		4,404,509	2,000,000	
	計 ①	133,199,793	143,811,000	
支出	人件費		51,169,898	55,656,000
	役員報酬	役員報酬	3,600,000	3,456,000
		給料手当	32,059,797	33,500,000
		嘱託・準社員・パート手当	8,799,741	9,000,000
		法定福利費・福利費	6,350,360	9,700,000
		退職給与引当金	360,000	0
	一般管理費		7,652,372	9,980,000
	消耗品費	消耗品費	912,756	950,000
		通信費	979,833	1,400,000
		支払手数料	2,256,102	2,500,000
		広告宣伝費	579,105	800,000
		旅費交通費	129,164	200,000
		交際費	317,555	500,000
		販売促進費	442,886	600,000
		会議費	41,395	30,000
		図書教育費	237,348	400,000
		諸会費	421,750	600,000
		支払保険料	295,650	1,000,000
	雑費	1,038,828	1,000,000	
	維持管理費		51,132,305	50,955,000
	消耗品費	消耗品費	3,987,505	4,650,000
		車両費	544,456	850,000
	衛生費		14,460,017	17,000,000
	光熱水費		24,877,856	22,000,000
	施設修繕料	施設修繕料	1,535,557	2,600,000
		修繕費	418,700	1,000,000
		施設管理料	12,800	100,000
	物品賃借料	物品賃借料	1,104,057	1,500,000
		業務委託費	6,681,807	4,705,000
		警備費	156,000	205,000
	設備等保守点検	設備等保守点検	4,832,907	1,800,000
		浴場等維持管理	1,692,900	2,700,000
減価償却費		1,305,563	0	
委託費収入他		-1,716,000	0	
公課費		212,637	220,000	
租税公課		212,637	220,000	
その他(売上原価)		21,859,874	27,000,000	
	計 ②	132,027,086	143,811,000	
	当期利益金 (①-②)	1,172,707	0	

利用状況等の年度別実績 (金額は税抜き)

(単位:日、人、円)

	開館日数	利用人数	宿泊	レストラン等※	入浴料	売店・その他	指定管理料	営業外収入	費用	当期利益金
令和元年度	364	101,792	62,240,659	47,256,156	14,763,381	2,768,522	9,479,478	977,367	146,743,123	-9,257,560
令和2年度	363	81,004	53,097,785	29,971,250	12,159,975	1,965,807	16,348,182	7,313,633	131,072,222	-10,215,590
令和3年度	363	82,902	61,342,826	28,248,056	11,504,873	2,800,439	24,899,090	4,404,509	132,027,086	1,172,707

※ レストラン等は宴会部門、仕出し部門、レストラン部門の合計

(2) 公の施設の指定管理者監査に関する意見

協定書に基づく管理運営については概ね適正に行われていましたが「事業報告書」について業務仕様書の記載事項として定める管理経費の収支状況が確認できない内容でした。今後は収支状況が確認できる業務仕様書に基づいた報告書を作成するよう指定管理者に求めるとともに、市においても内容を確認した上で適正な業務にあたってください。

また、平成29年度に終了した「経営改善プラン」については、現状、このプランに替わる中長期的な経営計画を有していないことから、ウイズコロナやアフターコロナなどを見据えた安定的な経営に向けた事業計画についても考慮すべきと考えます。

今後においても協定書に基づいた健全な管理運営に努め、市民の健康増進と余暇活動の充実に寄与することはもとより「合宿の里士別」の中心的施設として多くの方々に親しまれ、さらに発展することを期待します。

Ⅲ 出資団体監査

1 監査の対象

令和3年度までに士別市が資本金または基本財産を出資あるいは出捐している団体のうち、「士別市農畜産物加工株式会社」を抽出し監査を実施しました。

出資団体	出資額及び出資比率	所管部署
士別市農畜産物加工株式会社	10,000,000円（出資比率90.9%）	経済部農業振興課

2 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

- ① 出資目的及び出資金額は妥当か。
- ② 出資金等の支出手続きは適正か。
- ③ 株式または出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- ④ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。
- ⑤ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。
- ⑥ 増・減資等はあるか。また、配当がある場合には、配当金は確実に収入されているか。
- ⑦ 有価証券の保管は良好か。

(2) 団体関係

- ① 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- ② 出資が有効に生かされ、市民の福祉の増進につながっているか。受益者負担は適切か。定款に沿って事業運営が行われ、有効性達成を阻害する要因を把握し、社会経済情勢の変化に対応しているか。
- ③ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ④ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ⑤ 経営成績及び財政状態は良好か。
- ⑥ 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。
- ⑦ 経理・庶務事務は適正に行われているか。
- ⑧ 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。
- ⑨ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- ⑩ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。
- ⑪ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
- ⑫ 団体の機関は有効に機能しているか。
- ⑬ 今後の有効な事業運営の見込みは適切か。中長期経営計画の策定状況、保有施設の改修計画と財源確保状況、借入金の返済財源と今後の返済見込みは適切か。

3 監査手順・実施手続

士別市監査基準(令和2年監査委員訓令第1号)に基づき、「士別市農畜産物加工株式会社」が作成した事業報告書及び決算書等の提出を求め、関係諸帳簿等により審査等を試査により実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

4 監査の期間

令和4年9月9日から令和5年2月10日まで

5 監査結果の概要

士別市農畜産物加工株式会社（以下「会社」という。）を監査した結果については、次に記載のとおりです。

会社の会計処理等については、おおむね適正に処理されていると認められましたが、一部に不適切な事項や検討を要する事項が見受けられましたので記述いたします。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度所管部署を通じ会社に対し指導しましたので記述を省略いたします。

(1) 出資団体の概要

① 出資団体の設立目的

士別市から士別市農畜産物処理加工施設等条例に基づく農畜産物処理加工事業の委託を受け、本市の農業振興の一環として農畜産物の処理加工及び流通の円滑化を図り、農家経済の向上に資することを目的とする。

② 事業内容

- ・ 農畜産物の処理加工製造
- ・ 農畜産物処理加工製品の貯蔵と流通販売
- ・ 農畜産物処理加工製品の開発研究
- ・ 米粉製粉業務に関すること
- ・ その他付帯する必要な事業

③ 資本金

11,000,000 円（うち士別市出資額 10,000,000 円、出資比率 90.9%）

④ 役職員数

取締役 6 人、監査役 2 人、職員 4 人、社員等 26 人

⑤ 施設の概要

施設名称	土地面積	建物面積	所在地
農畜産物処理加工施設	8,463.84 m ²	1,127.52 m ²	士別市武徳町 884 番地 4
共同貯蔵施設	4,620.00 m ²	1,374.40 m ²	

(2) 事業実績及び決算状況

① 事業実績

（単位：kg、円）

科目	令和 3 年度（第 27 期）		令和 2 年度（第 26 期）		増 減	
	数量	売上額	数量	売上額	数量	売上額
製品売上高	-	231,173,041	-	207,469,942	-	23,703,099
馬鈴薯製品	152,143	79,972,145	135,387	71,542,570	16,756	8,429,575
キャベツ製品	47,985	23,542,680	57,543	27,405,400	△ 9,558	△ 3,862,720
卵製品	201,367	127,644,436	176,046	108,480,992	25,321	19,163,444
大豆製品	34	13,780	105	40,980	△ 71	△ 27,200
製品外売上高	-	1,385,540	-	1,543,421	-	△ 157,881
その他売上	-	1,385,540	-	1,543,421	-	△ 157,881
営業外収益	-	5,084,932	-	11,676,751	-	△ 6,591,819
受取利息	-	414	-	423	-	△ 9
雑収入	-	5,084,518	-	11,676,328	-	△ 6,591,810
合計	-	237,643,513	-	220,690,114	-	16,953,399

② 比較貸借対照表

(単位：円、%)

科 目	令和3年度 (第27期)	令和2年度 (第26期)	増減額	増減率
【資産の部】				
流動資産	75,334,606	87,399,264	△ 12,064,658	△ 13.8
現金及び預金	38,720,981	49,218,571	△ 10,497,590	△ 21.3
売掛金	20,793,791	22,283,019	△ 1,489,228	△ 6.7
棚卸資産	15,819,834	15,227,274	592,560	3.9
製品	3,003,878	3,317,451	△ 313,573	△ 9.5
原材料	6,636,328	6,123,789	512,539	8.4
仕掛品(半成品)	958,534	811,515	147,019	18.1
包材	5,221,094	4,974,519	246,575	5.0
仮払金	0	670,400	△ 670,400	皆減
固定資産	4,449,117	3,490,504	958,613	27.5
有形固定資産	4,341,337	3,382,874	958,463	28.3
建物	2,475,802	2,713,406	△ 237,604	△ 8.8
機械及び装置	1,865,528	669,461	1,196,067	178.7
車両運搬具	3	3	0	-
工具、器具及び備品	4	4	0	-
投資その他の資産	107,780	107,630	150	0.1
保証金	100,770	100,620	150	0.1
預け金	7,010	7,010	0	-
資産合計	79,783,723	90,889,768	△ 11,106,045	△ 12.2
【負債の部】				
流動負債	117,453,448	117,066,902	386,546	0.3
買掛金	15,405,815	12,447,888	2,957,927	23.8
短期借入金	90,500,000	94,000,000	△ 3,500,000	△ 3.7
未払金	5,633,200	5,155,367	477,833	9.3
未払費用	4,089,270	4,158,752	△ 69,482	△ 1.7
未払法人税等	206,000	80,000	126,000	157.5
未払消費税等	401,400	0	401,400	皆増
預り金	1,217,763	1,224,895	△ 7,132	△ 0.6
負債合計	117,453,448	117,066,902	386,546	0.3
【純資産の部】				
株主資本	△ 37,669,725	△ 26,177,134	△ 11,492,591	43.9
資本金	11,000,000	10,000,000	1,000,000	10.0
利益剰余金	△ 48,669,725	△ 36,177,134	△ 12,492,591	34.5
繰越利益剰余金	△ 48,669,725	△ 36,177,134	△ 12,492,591	34.5
純資産合計	△ 37,669,725	△ 26,177,134	△ 11,492,591	43.9
負債・純資産合計	79,783,723	90,889,768	△ 11,106,045	△ 12.2

③ 比較損益計算書

(単位：円、%)

科 目	令和3年度 (第27期)	令和2年度 (第26期)	増減額	増減率
I 売上高	232,558,581	209,013,363	23,545,218	11.3
製品売上高	231,173,041	207,469,942	23,703,099	11.4
製品外壳売上高	1,385,540	1,543,421	△ 157,881	△ 10.2
II 売上原価	242,246,707	212,244,061	30,002,646	14.1
期首棚卸高	3,317,451	4,919,652	△ 1,602,201	△ 32.6
当期製品製造原価	241,933,134	210,641,860	31,291,274	14.9
当期総製造費用	242,080,153	210,739,098	31,341,055	14.9
材料費	113,352,124	89,961,604	23,390,520	26.0
期首材料棚卸高	11,098,308	11,327,003	△ 228,695	△ 2.0
原材料仕入高	96,437,844	72,666,242	23,771,602	32.7
包材仕入	17,673,394	17,066,667	606,727	3.6
(合計)	125,209,546	101,059,912	24,149,634	23.9
期末材料棚卸高	11,857,422	11,098,308	759,114	6.8
労務費	61,908,358	63,908,372	△ 2,000,014	△ 3.1
賃金	51,767,101	52,997,516	△ 1,230,415	△ 2.3
賞与	2,645,000	3,158,000	△ 513,000	△ 16.2
法定福利費	7,218,469	7,490,017	△ 271,548	△ 3.6
福利厚生費	277,788	262,839	14,949	5.7
経費	66,819,671	56,869,122	9,950,549	17.5
電力費	17,576,564	14,498,999	3,077,565	21.2
燃料費	10,638,311	7,564,672	3,073,639	40.6
水道光熱費	2,560,250	2,241,498	318,752	14.2
運賃	16,590,970	15,100,389	1,490,581	9.9
減価償却費	934,934	759,905	175,029	23.0
修繕費	6,230,841	6,310,849	△ 80,008	△ 1.3
賃借料	1,652,000	1,632,600	19,400	1.2
消耗品費	3,016,164	2,107,035	909,129	43.1
衛生費	4,056,916	3,492,860	564,056	16.1
検査費	868,496	649,105	219,391	33.8
派遣人材費	2,694,225	2,511,210	183,015	7.3
期首仕掛品棚卸高	811,515	714,277	97,238	13.6
期末仕掛品棚卸高	958,534	811,515	147,019	18.1
期末棚卸高	3,003,878	3,317,451	△ 313,573	△ 9.5
売上総利益 (△売上総損失)	△ 9,688,126	△ 3,230,698	△ 6,457,428	199.9

(単位：円、%)

科 目	令和3年度 (第27期)	令和2年度 (第26期)	増減額	増減率
Ⅲ 販売及び一般管理費	7,642,601	7,407,759	234,842	3.2
給料手当	3,664,462	3,303,814	360,648	10.9
賞与	0	86,000	△ 86,000	皆減
法定福利費	404,297	313,178	91,119	29.1
福利厚生費	297,712	215,764	81,948	38.0
減価償却費	0	165,980	△ 165,980	皆減
賃借料	668,820	727,620	△ 58,800	△ 8.1
修繕費	26,000	0	26,000	皆増
事務用消耗品費	400,530	416,365	△ 15,835	△ 3.8
旅費交通費	245,624	178,139	67,485	37.9
水道光熱費	54,047	46,715	7,332	15.7
租税公課費	147,282	213,060	△ 65,778	△ 30.9
寄付金	5,000	10,000	△ 5,000	△ 50.0
接待交際費	30,000	0	30,000	皆増
保険料	327,310	383,290	△ 55,980	△ 14.6
通信費	253,073	255,812	△ 2,739	△ 1.1
支払手数料	542,635	402,285	140,350	34.9
諸会費	278,250	380,550	△ 102,300	△ 26.9
衛生費	57,559	57,292	267	0.5
雑費	240,000	251,895	△ 11,895	△ 4.7
営業利益 (△営業損失)	△ 17,330,727	△ 10,638,457	△ 6,692,270	62.9
Ⅳ 営業外収益	5,084,932	11,676,751	△ 6,591,819	△ 56.5
受取利息	414	423	△ 9	△ 2.1
雑収入	5,084,518	11,676,328	△ 6,591,810	△ 56.5
Ⅴ 営業外費用	9,793	10,172	△ 379	△ 3.7
支払利息	9,793	10,172	△ 379	△ 3.7
経常利益 (△経常損失)	△ 12,255,588	1,028,122	△ 13,283,710	△ 1,292.0
Ⅵ 特別利益	0	0	0	-
特別利益	0	0	0	-
Ⅶ 特別損失	31,003	0	31,003	皆増
固定資産売却損	31,003	0	31,003	皆増
税引前当期純利益 (△税引前当期純損失)	△ 12,286,591	1,028,122	△ 13,314,713	△ 1,295.1
法人税、住民税及び事業税	206,000	80,000	126,000	157.5
当期純利益 (△当期純損失)	△ 12,492,591	948,122	△ 13,440,713	△ 1,417.6

④ 決算状況の推移 (3か年)

(単位：円、%)

区 分	令和3年度 (第27期)			令和2年度 (第26期)			令和元年度 (第25期)
	決算額	対前年度増減	増減率	決算額	対前年度増減	増減率	決算額
売 上 高	232,558,581	23,545,218	11.3	209,013,363	△ 42,928,583	△ 17.0	251,941,946
売 上 原 価	242,246,707	30,002,646	14.1	212,244,061	△ 22,451,322	△ 9.6	234,695,383
当 期 純 利 益 (△当期純損失)	△ 12,492,591	△ 13,440,713	△ 1,417.6	948,122	△ 8,566,981	△ 90.0	9,515,103
繰越利益剰余金	△ 48,669,725	△ 12,492,591	34.5	△ 36,177,134	948,122	△ 2.6	△ 37,125,256

※①～④の表は、いずれも会社の決算報告書から抜粋したものである。

(3) 出資団体監査に関する意見

経理事務については、現金で支払った経費のうち、総勘定元帳と領収書の金額が一致していない事例が見受けられたことから、適切な支出証拠書類を保管するよう改善が必要です。

また、会社で切手を保有しているものの、資産の貯蔵品勘定には計上されていなかったことから、出資団体という特性を考慮して、専門家による適切な指導・助言を受けるなど検討されるよう求めます。

そのほか、給与及び旅費規程に基づかずに基本給や賞与を支給していた事例、月途中で退職した者に対し、規程に基づく通勤手当を日割りで支給すべきところを支給されていない事例が見受けられました。規程を再点検し、規程に基づく運用を行う、または実態に即して規程を見直すことが適切と考えます。

第三セクター等経営健全化方針については、財政的リスクが相当程度となっている第三セクターを有する地方公共団体に対し平成30年度末までに策定する、また、経営健全化方針に基づく取組状況を地方公共団体ホームページ等で公表するよう国から要請されたものです。これを受け、本市においては、会社の経営健全化方針を平成31年1月に策定、令和4年1月に改定されていますが、定期的な取組状況の公表がされていない状況にあります。市の財政的リスクの計画的な解消を着実に推進するためにも、経営健全化方針に基づく取組状況を定期的に公表することが望ましいと考えます。

この会社は、平成7年に市の出資比率100%の第三セクターとして設立され、長引く景気低迷や物価上昇など厳しい状況のなか、安定した会社経営を目指して運営されてきました。

しかし、令和3年度においても、鶏卵をはじめとする材料費、さらには電力費や燃料費等の高騰の影響を大きく受け、10月には18品目の製品価格を平均7.2%引き上げる価格改定を行うとともに、経費節減にも取り組まれましたが、決算では当期純損失が1,249万円、繰越利益剰余金がマイナス4,866万円、純資産がマイナス3,766万円となり、極めて深刻な経営状況にあります。

また、段階的に減額をしているものの、市は運転資金として約9,000万円の短期貸付を行っており、これ以上の債務の増加は、市の財政を圧迫するとともに、場合によっては市民サービスに影響する状況にもなりかねません。

こうしたことから、「経営改善プラン」及び「第三セクター等経営健全化方針」を踏まえ、抜本的な経営改革を行うことはもとより、今後の会社のあり方について検討されるよう強く望みます。